

平成 19 年度第 2 回理事会議事録

日 時：平成 19 年 6 月 16 日（土）10：00～16：10

会 場：主婦会館プラザエフ B2「クラルテ」

出席者：

理事長：吉村 泰典

理 事：石河 修、井上 正樹、岩下 光利、梅咲 直彦、岡井 崇、岡村 州博、落合 和徳、
嘉村 敏治、神崎 秀陽、吉川 史隆、佐川 典正、櫻木 範明、武谷 雄二、田中 俊誠、
堂地 勉、秦 利之、平原 史樹、平松 祐司、星 和彦、星合 昊、吉川 裕之、
和氣 徳夫

監 事：柏村 正道、佐藤 章、丸尾 猛

第 62 回学術集会長：稲葉 憲之

幹事長：矢野 哲

幹 事：新井 隆成、内田 聡子、北澤 正文、久具 宏司、小林 陽一、澤 倫太郎、下平 和久、
高倉 聡、橋口 和生、濱田 洋実、阪埜 浩司、平田 修司、福田 淳、堀 大蔵、
増山 寿、村上 節、由良 茂夫、渡部 洋

総会議長：松岡 幸一郎

総会副議長：足高 善彦、清水 幸子

専門委員会委員長：苛原 稔、小西 郁生

名誉会員：寺尾 俊彦

顧問弁護士：平岩 敬一

陪 席：海野 信也

事務局：荒木 信一、桜田 佳久、小山 圭子

資料：

日本産科婦人科学会規約・内規等一覧

倫理的に注意すべき事項に関する見解

1. 平成 18 年度臨時理事会議事録（案）
2. 平成 19 年度第 1 回理事会議事録（案）
3. 業務担当理事報告並びに関連協議事項予定内容

総務 1：年代別・男女別会員数

総務 2：第 63 回学術集会長候補者選定委員会委員（案）について

総務 3-1：根津八紘会員宛厳重注意処分に付する旨の書信

総務 3-2：根津八紘会員よりの回答書

総務 4-1：東京地裁判決に対する本会コメント及び判決文

総務 4-2：大谷医師等訴訟 判決言渡 報告

総務 4-3：5 月 22 日付読売新聞「着床前診断訴訟 大谷院長ら控訴」

総務 5-1：県立大野病院事件第 4 回、第 5 回公判関連記事

総務 5-2：日本消化器病学会「声明文」

総務 6：5 月 31 日付読売新聞記事「流・早産の恐れも、妊婦さんにはしか注意報・・・厚労省」

総務 7-1：本会ホームページ「婚姻解消後 300 日以内の出生子について」

総務 7-2：法務省「婚姻の解消又は取消し後 300 日以内に生まれた子の出生の届出の取扱いに関する通達の周知について（依頼）」

総務 7-3：関連記事

総務 8：日本産婦人科医会「医政局長通知の周知徹底のお願い」

総務 9：日本産婦人科医会「助産所との嘱託医契約・合意についてのお願い」

総務 10：日本内科学会「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業 協力学会関係者向け解説書」

総務 11：厚生労働省試案「診療行為に関連した死亡の死因究明等のあり方に関する課題と検討の方向性」に対する意見書

総務 12-1：日本がん治療認定医機構からの書信

総務 12-2：日本がん治療認定医機構の概略

総務 13: サン・クラブ 依頼状
 総務 14: 厚生労働省「リンデロン注 4mg に関する要望について」
 総務 15: 日本産婦人科医会よりの委員推薦依頼状
 会計 1-1: 平成 18 年度収支計算書
 会計 1-2: 平成 18 年度収支計算説明書
 会計 1-3: 平成 18 年度財務諸表
 会計 1-4: 事業比率、内部留保率
 会計 2-1: 改善が完了していない事項に係る改善の検討状況・進捗状況報告
 会計 2-2: 文科省「実地検査の結果について（通知）」
 会計 3: 取引銀行の格付と預金残高
 学術 1: 学術資料一式
 学術 2: 第 10 回日韓ジョイントカンファレンス座長演者（案）について
 学術 3: 平成 19 年度「日本医師会医学賞」ならびに「日本医師会医学研究助成費」候補の推薦について
 学術 4: 第 1 回産婦人科サマースクール in 美ヶ原
 学術 5: 学術委員会への答申事項
 プログラム委員会 1: 第 60 回学術講演会プログラム（案）
 渉外 1: FIGO Memorandum 「FIGO/BSP Fellowship for Post-Doctoral Research」
 渉外 2: AFOG 「Educational Fund Project」
 渉外 3: ACOG 55th Annual Clinical Meeting
 渉外 4: KSOG Nam 会長からの招請状
 社保 1: ハイリスク分娩管理料に関わる要望書
 社保 2: 日本更年期医学会「更年期の医療環境整備についての政策提言」要望書（案）
 社保 3: 日本癌治療学会癌保険診療対策委員会調査
 社保 4: 「改訂第 3 版 産婦人科医のための社会保険 ABC」Exercise の誤植について
 専門医制度 1: 日本専門医認定機構 第 9 回社員総会議事次第
 倫理 1: 着床前診断審査小委員会より答申
 倫理 2: 「卵子提供による体外受精」報道について
 倫理 3: 「生殖補助医療（ART）遺伝カウンセリング医」情報提供についての決定事項（2006 年度）
 教育 1: 新教育委員会業務（案）
 教育 2: 「産婦人科医育成奨学基金制度」による海外研修派遣支援の実施について
 広報 1: 第 1 回広報委員会・情報処理小委員会議事録（案）
 広報 2: JSOG-JOBNET 事業報告
 広報 3: ACOG Web 会員アクセス可能人数について
 広報 4: JSOG ホームページアクセス状況
 将来計画 1: 産科医療体制関連アクションプラン（第 5 案）
 将来計画 2: 政府与党の医師確保対策案への意見（第 3 案）
 将来計画 3: リクルート DVD 送付先（案）
 男女共同参画 1: 平成 19 年度「女性の健康週間」実施について
 男女共同参画 2: 平成 19 年度地方部会担当公開講座一覧
 AOCOG2007 1: 演題応募状況、事前登録状況
 AOCOG2007 2: 50 周年記念誌受諾状況
 AOCOG2007 3: ファイナルアナウンスメント
 AOCOG2007 4: FAX 登録申込用紙
 運営委員会 1: 定款等改定案
 運営委員会 2: 理事長、理事の任期について
 運営委員会 3: 学術集会・総会開催中の新理事長選出について(H17.2)
 運営委員会 4: 禁煙宣言(案)
 専門委員会 1-1: 婦人科腫瘍委員会報告
 専門委員会 1-2: リンパ浮腫治療の保険適用の要望書
 専門委員会 1-3: 日本がん治療認定医機構の「がん治療認定医」に関して 会員へのお知らせ（案）

専門委員会 1-4：医道審議会医師分科会医師臨床研修部会 議事次第
その他 1：日本産科婦人科学会役員、議長、副議長、幹事、委員会委員
番号なし：厚生労働省からの ICD-11 に関する資料
番号なし：日本医師会医療事故責任問題検討委員会答申「医療事故に対する刑事責任のあり方について」
番号なし：監査報告書
番号なし：運営委員会答申
番号なし：大学病院産婦人科勤務医の待遇改善策の現況に関する緊急調査 中間報告
番号なし：JISART からの卵子提供体外受精実施の申請書
番号なし：6月1日付産経新聞記事「正論 2007年を医療ルネサンス元年に」

午前10時00分、理事総数23名中23名全員出席、定足数に達したので、吉村理事長が開会を宣言した。

議事に先立ち、厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課疾病傷害死因分類調査室長首藤氏より、ICD改訂に関するわが国の取り組みについて、資料を基に①ICD改訂の方向性、②ICD改訂に関するWHOの体制、③ICD改訂に関する日本の取り組みに関して説明があった。日本政府としては初期段階から関与し、日本にとって利便性の高いものにしたいとのことで、協力依頼がなされた。

これに対し、以下のような質疑応答があった。

岩下理事「主題別諮問グループに産婦人科領域、小児科領域はないが、今後設置される予定はあるのか」

首藤室長「日本政府としては日本産科婦人科学会が積極的に貢献するというスタンスを示せば設置を強く主張できる」

武谷理事「新しいICDは分類以外に検査や治療法を規定するのか、そうであれば個々の学会が作成、規定しているガイドラインとどのようにすり合わせするのか。また、現存する保険医療制度（診療報酬制度）とICDをリンクさせる意向なのか、この2点をお聞きしたい」

首藤室長「検査や治療法など health intervention に関するものはWHOが別途独自の分類 ICHI を構築中である。保険診療に関しては、日本も既にDPCとしてICDをモデファイしたものを使っている。保険局はICD-11の使い勝手がよければ使うというスタンスだが、保険診療に影響を与える可能性は高い。ある程度出来上がった段階で政府が判断する」

嘉村理事「2014年にICD-11が完成した後の定期的なアップデートは計画されているのか」

首藤室長「従来通り10年毎に大改訂はあると思うが、既にマイナーなメンテナンスは現時点でも3年に1回、細かいことは毎年改訂している。今後は毎年恒常的に行われるだろうと想像される」

岩下理事「学会内で検討する場として教育委員会の中にICD委員会がある。今後ICDの委員会開催ごとに情報をお知らせするので、広く意見を頂きたい。私見であるが、ICD-10は胎児の疾患に関して不十分であると思っている」

和氣理事「産婦人科の分野は日本が言い出したことなのか」

首藤室長「少なくとも今後できる産婦人科のワーキンググループには派遣して頂きたい。リーダーシップについては国際間のバランスがあるので、日本産科婦人科学会が積極的にリーダーシップをとってほしいという考えであればその旨WHOに伝え調整を進める」

井上理事「学究的な日本産科婦人科学会より、パブリックヘルス的な日本産婦人科医会が担当する方がよいのではないかと。また人的、経済的資源はどうなっているのか」

首藤室長「現在は世界的にも学会に依頼している。パブリックヘルス的な視点でICDを検討する場も作られる予定である。財源は脆弱で、各国のボランティアに頼る、あるいはアメリカでは精神医学会が全面的にスポンサーとなっている。WHOも日本政府も資金集めに努力しているが、資金的には厳しい中でのスタートとなった」

澤幹事「ICDを医療サービスや手技のターミノロジーとも一致させるのかと思ったが、あくまでも従来通り疾病診断に対するターミノロジーを一致させるということなのか。アメリカのCDTのようなも

のではないのか」

首藤室長「ICD のリビジョンは ICD の範疇であり、ターミノロジーとのリンクは別の場で進められる予定である。現在 WHO のエグゼクティブボードで組織化を議論しているところである。ただ将来的には拡大していく可能性があり、その動向については我々も注目しなくてはならない」

この後、吉村理事長が議長となり、議事録署名人として理事長および総務担当常務理事、会計担当常務理事を指名して議事に入った。

I. 平成 18 年度臨時理事会議事録（案）の確認

上記議事録(案)が示され、本理事会終了までに異論は出ず、原案通り承認した。

II. 平成 19 年度第 1 回理事会議事録（案）の確認

上記議事録(案)が示され、本理事会終了までに異論は出ず、原案通り承認した。

III. 業務担当理事報告並びに関連協議事項

1) 総務（落合和徳理事）

〔I. 本会関係〕

(1) 会員の動向

- ① 國重憲功労会員（島根）が平成 18 年 7 月 24 日に逝去された。（平成 19 年 4 月 25 日退会届受領）
- ② 関口四郎功労会員（北海道）が 4 月 21 日に逝去された。（5 月 10 日退会届受領）
- ③ 中村恒壽功労会員（長崎）が 4 月 23 日に逝去された。（弔電・生花手配済）
- ④ 小川重男功労会員（群馬）が 5 月 4 日に逝去された。（5 月 14 日逝去の連絡有）
- ⑤ 清田祐史功労会員（熊本）が 5 月 10 日に逝去された。（弔電・生花手配済）
- ⑥ 木村静夫功労会員（福岡）が 5 月 23 日に逝去された。（弔電・生花手配済）

(2) 年代別・男女別会員数（含地方部会別）について [資料：総務 1]

落合理事より「女性会員の比率は 30 歳未満で 72.1%であり圧倒的に女性会員が多くなっている。40 歳未満でも 54.8%が女性会員である」との報告があった。

(3) 第 63 回学術集会長候補者選定委員会について [資料：総務 2]

落合理事より「昨日（6 月 15 日）、第 63 回学術集会長候補者選定委員会の準備委員会を開催し、委員互選により運営委員会委員長である本職が委員長に選出され、承認された。候補者の公募について、『会員へのお知らせ』をホームページ及び機関誌 7 月号に掲載する予定である。また現況に合わせて学術集会長選任規定及び学術集会長候補者選定委員会運営内規の一部変更、追加につき諮りたい」との提案があった。

特に異議なく、候補者選定委員会の委員選任、委員長選任及び規定の改定につき、承認した。

(4) 根津八紘会員の嚴重注意処分について

① 平成 18 年度臨時理事会での審議を踏まえ、根津八紘会員に対し嚴重注意する旨の文書を送付した（4 月 14 日）。 [資料：総務 3-1]

② 嚴重注意処分に対する撤回要求の回答書を同会員代理人弁護士より受領した（5 月 7 日）。

[資料：総務 3-2]

第 1 回常務理事会および本理事会で審議の結果、理事会の議決を経た嚴重注意処分は既に執行済みであり、本回答書に対しては特に対応しないこととした。

(5) 大谷裁判について

① 5 月 10 日東京地裁 709 号法廷にて判決が言い渡され、本会の全面勝訴となった。詳細については資料 4-1「判決言渡報告」にある通りであるが、判決の概要は以下の通りである。[資料：総務 4-1, 4-2]

(イ) 以下はいずれも却下された。

- ・学会に対する原告大谷、原告根津以外の会員が着床前診断を実施することの妨害差止請求、
- ・原告らの学会に対する平成 10 年 10 月付け『「ヒトの体外受精・胚移植の臨床応用の範囲』につい

ての見解」及び「『着床前診断』に関する見解」と題する会告並びに平成18年2月付け「『着床前診断に関する見解』について」の各無効確認請求、

- ・原告大谷、原告根津の学会に対する「着床前診断に関する臨床研究の施設認可申請」をする義務の不存在及び着床前診断を不妊症、不育症又は重篤な遺伝性疾患について実施する権利の各確認請求、
- ・原告患者の学会に対する、相互転座について、原告大谷、原告根津により「着床前診断に関する臨床研究の施設認可申請」を経ずに着床前診断を受ける権利の確認請求、
- ・原告患者の学会に対する、レックリングハウゼン氏病について、原告大谷により「着床前診断に関する臨床研究の施設認可申請」を経ずに着床前診断を受ける権利の確認請求、

(ロ) その他の請求はいずれも棄却された。

- ・原告大谷、原告根津が着床前診断を実施することの妨害差止請求、
- ・原告根津の学会に対する、本件会告違反を理由とする除名処分の差止請求、
- ・原告大谷に対する除名処分の無効確認請求、学会の会員であることの地位確認請求、
- ・学会及び元会長らに対する損害賠償請求、

却下とは、申立ての内容についてその当否を判断することなく、申立てそのものを不適法として門前払いすること。

棄却とは、申立てについて審理のうえ理由がないとして排斥すること。

②原告が東京高裁に控訴したとの報道があるが、現時点で訴状は未着である。[資料：総務4-3]

(6) 県立大野病院事件について

①佐藤監事より「第4回公判が4月27日、第5回公判が5月25日に開催された。第6回公判は7月20日に開催され、新潟大学田中先生の証人尋問が予定されている。その後は加藤医師の本人尋問、大阪の中山先生、東北大学岡村先生、宮崎大学池ノ上先生の順で証人尋問が予定されている。さらに21条関係、本件が日本の産科医療や福島県の産科医療に与えた影響について、証人尋問を申請中である」との報告があった。[資料：総務5-1]

②日本消化器病学会より声明文を受領した(5月2日)。[資料：総務5-2]

(7) 公明党より医師不足問題対策本部のヒアリングに本会の出席依頼があり、5月8日に将来計画委員会澤倫太郎副委員長が出席し意見を開陳した。

(8) 「勤務医師賠償責任保険制度」の申込状況について

落合理事より「現在40名程度の申し込みがある」との報告があった。

(9) 神奈川県産科婦人科医会/本会神奈川県地方部会より、神奈川県内の産科医療機関における分娩取り扱い数調査結果報告書を受領した(5月17日)。

(10) 麻疹の流行に関連し、読売新聞から「妊婦が麻疹に罹ると流産率が3割高まると聞いたがそのような事実はあるか。また、学会として会員等を通じ、妊婦への注意を喚起するような動きがあるか」との照会があった。本件周産期委員会で検討することとなった。なお、厚生労働省は5月30日に妊婦への注意情報を出した。[資料：総務6]

〔Ⅱ. 官庁関係〕

(1) 厚生労働省

①「健やか親子21推進協議会」への本会からの参加について

「健やか親子21」は厚労省雇用均等・児童家庭局主導で平成13年～22年までの取組みの運動として実施されている。平成13年度より本会から複数名の先生が参加してきた。参加した本会の先生から「産婦人科医療等が直面している課題と『健やか親子21推進協議会』が掲げる課題との間に温度差がある」との指摘があったが、一方参加している意義もあることから、第1回常務理事会にて平成19年度～20年度の本会からの参加メンバーとして桑江千鶴子先生と清水幸子先生を推薦することとした。

②平成19年2月27日付で厚生労働大臣宛に「リンデロン注4mgの胎児肺成熟に対する適応拡大の要望」を提出したが、厚生労働省医政局より「製薬メーカーで検討した結果、申請を断念するとの見解が示された」との連絡があった。〔資料：総務14〕

吉村理事長「周産期ではリンデロンの効果に異を唱える医師はいない」

吉川（裕）理事「デキサメサゾンにはアナフィラキシーショックの報告がないが、βメサゾンには海外で報告がある。デキサメサゾンで保険申請をする会社がなかったのでβメサゾンで要望したのか。個人的にはβメサゾンにはリスクを感じる」

岡村理事「リンデロンには期待していた。このような結果になるとは思っていなかった。学会として膨大なデータを集めて申請しており、このまま引き下がるわけにはいかない。すぐにリアクションを起こすのはどうかと思うが、調査して何らかの対応が必要と思う」

岡井理事「経緯について話を聞いてみる」

吉村理事長「周産期ガイドラインにはリンデロンについて記載があるのか」

平松理事「項目には入っていないが、早産の取扱いの中に記載はあると思う」

落合理事「是非検討頂いて、その結果を私が責任を持って疑義解釈委員会で説明し、医師会としてきちんとした対応をお願いする」

以上協議の結果、周産期委員会および平松理事を中心に検討することを、了承した。

(2) 文部科学省

特になし

(3) 法務省

①平成18年度臨時理事会、平成19年度第1回理事会での審議を経て、本会の「懐胎時期に関する証明書（最終案）」を作成し法務省に提出した。

②法務省民事局長より「婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子の出生の届出の取扱いに関する通達の周知について（依頼）」の通達を受領し、会員へ周知のため本会ホームページへ掲載した。〔資料：総務7-1, 7-2〕

落合理事より「証明書の記述の誤りが後で判明した場合も、故意でなければ公正証書原本不実記載等の罪（刑法157条）あるいは虚偽診断書等作成の罪（刑法160条）には問われないとの回答を法務省から4月23日付の書面で得た」との報告があった。

和氣理事より「故意であったかどうか法律の解釈が時の流れで変わる可能性があるのが懸念される」との意見が出された。

平岩弁護士より「法律で故意犯および過失犯は明文化されており、その解釈が変わることはあり得ない。虚偽であるという事実を医師が認識して書いた場合は故意である。嘘であるとは知らず、患者の言うとおりに書いたということであれば、もちろん医師としての判断がそこに加わるが、これは故意にはなり得ない」との説明が加えられた。

③離婚後の妊娠である医師の証明書があれば、再婚した夫の子として出生届を認める救済措置が5月21日全国の市区町村の戸籍窓口で始まったとの報道がされた。〔資料：総務7-3〕

Ⅲ. 関連団体

(1) 日本産婦人科医会

①支部長宛「医政局長通知の周知徹底のお願い」について〔資料：総務8〕

平成19年3月30日付で「分娩における医師、助産師、看護師等の役割分担と連携等について」の厚生労働省医政局長通知が各都道府県知事宛に発出されたことに伴い、医会会長より支部長宛に周知徹底の依頼を行った。

②「助産所との嘱託医契約・合意についてのおお願い」について〔資料：総務9〕

医会会長より会員宛に「嘱託医契約書・合意書モデル案」を作成したので、嘱託医として助産所の支

援につき協力を依頼する旨の通知を行った。

③**落合理事**より「日本産婦人科医会がん対策部会より、子宮頸がん検診における日母分類の改訂を目指し、ワーキンググループを設置したことに伴い、本会の井上正樹理事を委員として推薦頂きたいとの依頼があった」との報告があり、特に異議なく、承認した。〔資料：総務 15〕

(2) 日本医師会

日本医師会医療事故責任問題検討委員会より答申「医療事故に対する刑事責任のあり方について」を受領した。〔資料：無番〕

(3) 日本医学会

①本会の理事長の交代に伴い、日本医学会の本会評議員を武谷雄二前理事長から吉村泰典理事長に変更する手続きを行った。なお、連絡委員は落合和徳総務担当常務理事、用語委員は岩下光利教育担当常務理事となっており、変更は行わない。

②第1回日本医学会臨床部会会議に評議員または推薦者1名の出席方依頼があった。(日時：平成19年6月20日(水)15:00~17:00、場所：日本医師会館)

本会より落合和徳常務理事が出席する予定である。

(4) 日本内科学会

①「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」における協力関係学会説明会が4月23日に開催され、本会より落合和徳常務理事が出席した。〔資料：総務 10〕

総括責任者および地域責任者は確定しているが、臨床立会医および臨床評価医の登録に関してモデル事業より学会の評議員に対し協力要請の依頼があった。

吉村理事長「モデル事業に参加した症例が司法解剖になった場合、鑑定書が警察に利用されることがある。その点に十分留意して鑑定書を書いて頂きたい」

武谷理事「モデル事業で鑑定する医師は自分の責任を回避するために疑わしきものは司法に委ねがちである。そもそもモデル事業は医師法21条に基づいて警察に届け出ることには代わるものとしてこれだけで解決しようというものであった。モデル事業をやる以上は警察への届出は基本的には行わずに処理するつもりで行って頂きたい」

落合理事「本会へ依頼されている臨床立会医、臨床評価医各5名は各地域で既に本会としてお願いしているが、適宜アップデートを求めていくことをご了解頂きたい。また現在まで相談が127件、モデル事業参加が51件、司法あるいは行政解剖になった症例が10件である」

嘉村理事「警察に届けたがその後モデル事業になったものもあるのか」

落合理事「警察で検死をした結果、モデル事業になった症例もある」

吉村理事長「警察と対峙していくつもりでないと、モデル事業は絵に描いた餅になってしまう」

以上の意見が出され、臨床立会医および臨床評価医を適宜登録・変更していくことにつき、了承した。

②厚生労働省試案「診療行為に関連した死亡の死因究明等のあり方に関する課題と検討の方向性」に対する意見書を受領した。〔資料：総務 11〕

(5) 大学評価・学位授与機構

同機構より、国立大学教育研究評価委員会専門委員候補者の推薦について依頼があった(回答期限：6月15日)。なお、本会は既に機関別認証評価に係る専門委員1名を推薦しているが、今回は評価対象大学等の教育研究評価に係る実績報告書に基づき書面調査及び訪問調査により達成状況の判定と現況分析を行う委員と、評価対象大学等から提出される研究業績説明書に記載された研究業績の水準判定(書面調査のみ)を行う委員の何れかの推薦依頼である。

第1回常務理事会での審議を踏まえ、達成状況の判定と現況分析を行う委員として本会より1名の名誉会員を推薦した。

(6) 日本がん治療認定医機構

平成 18 年 12 月 16 日付けで日本癌学会、日本癌治療学会、日本臨床腫瘍学会の 3 学会及び全国がん（成人病）センター協議会の代表により構成される「日本がん治療認定医機構」が発足した。同機構の目的は、日常のがん治療水準の向上を目指し、その共通基盤となる臨床腫瘍学の知識、基本的技術に習熟し、医療倫理に基づいたがん治療を実践する優れた医師（がん治療認定医）の養成と認定を行い、もって本邦におけるがん診療の発展と進歩を促し、国民の福祉に貢献することにある。同機構より、①同機構認定制度との連携、協力の可否、②同機構新規開設委員会「関連学会連絡委員会」へのご参加、③認定医制度規則第 17 条適応の申請、④業績基準について、本会の学会機関誌等の追加・変更、につき回答して欲しい旨の依頼があった。（回答期限：5 月 22 日） [資料：総務 12-1, 12-2]

第 1 回常務理事会で審議の結果、同機構に対しては連携・協力する旨回答した。

柏村監事「拠点病院の整備がここ数年進められているが、関連はあるのか」

小西委員長「直接には関連はないようである。認定医機構としては国民にわかりやすくしたいようだ」

井上理事「がん治療認定医は厚労省からおりてきたもので、婦人科腫瘍専門医は我々の学会の中からあげたもので微妙な問題をはらんでいる。産婦人科では既に婦人科腫瘍専門医になって手術と化学療法の設定でがん治療をしており、個人的にはがん治療認定医は不必要と思う」

武谷理事「厚労省医政局は専門医を極力減らそうとしている。専門医、認定医、指導医という言葉も国民の困惑を招くため整備すると言ってくるはずだ。各団体が勝手にタイトルをつけていくと、医政局からの規制でこれらの認定医が無効になってしまう危険性もある」

小西委員長「婦人科腫瘍専門医はがん治療認定医として認めてもらうよう申請中である」

落合理事「婦人科腫瘍専門医は少しハードルが高い。第一線の病院で抗がん剤の投与も産科も幅広くやっていかなければならない場合には後ろ盾になるだろうし、婦人科腫瘍専門医の前段階として考えてもよいのではないかと思う」

星合理事「内視鏡関係でも、内視鏡外科学会認定医と産科婦人科内視鏡学会認定医があり、患者には認定医のレベルがわからず困惑させるものとなっている。がんの方が患者に対する影響は大きく、慎重にするべきと思う」

梅咲理事「癌治療学会と臨床腫瘍学会の対立がある。世間では抗がん剤は専門家でないといけないという意見が強い。臨床腫瘍学会が抗がん剤は我々が専門であると主張する一方、癌治療学会としては外科系の腫瘍専門医や放射線治療医がいる状態で患者管理できるように各科のスペシャリティーの下に広く抗がん剤と放射線治療を扶助して婦人科医も抗がん剤の専門家であるということをアピールしている。がん治療認定医は婦人科腫瘍専門医の下に位置するものと思っている」

井上理事「実際にテレビや新聞では、腫瘍専門医がいるにも拘らず、この病院にはがん治療認定医もいないと報道されるなど、がん治療認定医が上であるかのような間違った報道がされている」

嘉村理事「大腸がんなど専門医がない領域では意味が大きいと思う。認定医より専門医が上位にあることを連絡協議会などで確認して頂きたい」

以上協議の結果、日本がん治療認定医機構の「がん治療認定医」に関してのお知らせをホームページに掲載することを、承認した。

〔IV. その他〕

(1) NPO 法人サン・クラブより「脳脊髄液減少症」に関して本会会員に周知徹底を依頼する書信を受領した。[資料：総務 13]

(2) (社) 日本超音波医学会より「超音波診断講習会一乳腺一」（開催日：平成 19 年 8 月 26 日、会場：パシフィコ横浜）の共催、協賛または後援名義使用許可についての依頼書を受領した（6 月 14 日）。
経済的負担がなく、後援を応諾したい。
特に異議なく、承認した。

(3) 日本母乳の会より第 16 回母乳育児シンポジウム（開催日：平成 19 年 7 月 28 日～29 日、会場：富山市オーバードホール）の後援名義使用許可についての依頼書を受領した（6 月 14 日）。

経済的負担がなく、後援を応諾したい。
特に異議なく、承認した。

(4) 名古屋市立大学より第15回アジア・オセアニア周産期学会学術集会（開催日：平成20年5月20日～24日、会場：名古屋国際会議場）の後援名義使用許可についての依頼書を受領した（6月15日）。
経済的負担がなく、後援を応諾したい。
特に異議なく、承認した。

2) 会 計（岡村州博理事）

(1) 地方部会宛通知

①各地方部会宛に、1. 平成19年度会費、2. 過年度会費滞納者への機関誌発送停止と滞納会費納入依頼、3. 会費の送金方法、4. 入退会の取扱い、5. 住所移動などの連絡、6. 物故会員への弔電、などについて通知した。

②該当地方部会宛に、会員資格喪失の取扱い並びに対象となる2年以上会費滞納会員65名に対し会費納入の意思確認を依頼する文書を送付した。なお、事務局からも会費滞納会員に対し未納の場合会員資格喪失となる旨の文書を直接送付した。

(2) 決算監査と会計担当理事会の開催

6月8日に平成18年度決算の監査を行い、併せて会計担当理事会を開催した。[資料：会計1-1～4]
佐藤監事より「6月8日に学会事務局において佐藤監事、丸尾監事、柏村監事の3名で監査を行った。収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支および財産の状況を正しく示しているものと認めた。業務報告書の内容は真実であると認めた。理事の職務執行に関する不整な行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認めた。平成19年3月31日現在資産総額は652,307,425円であることを認めた」との報告があり、異議なく承認した。

(3) 文部科学省の現地検査（平成18年9月26日）で指摘された改善指摘事項に関する本会の対応について [資料：会計2-1, 2-2]

第1回常務理事会での審議を経て本会回答を文科省に提出した。改善指摘事項及び本会回答は資料会計2-1の通りであるが、概略は以下の通り。

①決算の承認が事業年度終了後3ヶ月以内に行われていない。

（本会回答）本会の総会及び学術講演会の運営時期に関わる根幹的な問題であることから、慎重に検討致したい。

②予算額と決算額との差が著しい科目において理由が備考欄に注記されていない。

（本会回答）平成18年度収支計算書よりその理由を備考欄に注記することと致したい。

③定款で事業年度を4月1日に始まり翌年3月31日に終わると定めているが、学術講演会会計においては4月6日から翌年4月25日までとなっている。

（本会回答）他学会の会計処理を参考に顧問公認会計士とも相談し、今後の学術講演会会計の取扱いにつき検討致したい。

岡村理事「一般会計における会計年度（4月1日から翌年3月31日）と一般会計に連結する学術講演会会計年度（学術集会のスタートから翌年の学術集会まで）が異なることが問題である。会計年度の問題から学術集会の期日を変更することも検討している。日本産科婦人科学会が新公益法人法に基づく速やかな認可を得るためにも文科省の指摘事項への対応を図る方向で、会計担当理事会、総務等で検討中である」

吉村理事長「岡村理事を中心に検討頂きたい」

丸尾監事「今後の学術講演会会計の報告は第59回と同様に、企業共催企画を含めて詳細に透明性を保って報告する必要がある。懇親会も正式なプログラムである以上、学術講演会会計に計上すべきと思

う。学術講演会会計の収支決算には約2ヶ月は必要なので、学会期日を変更するなら思い切って1月頃を検討頂きたい」

岡村理事「学術講演会会計に関しては、学会期日や会計年度を変えることも含めて検討したい。また、本会で顧問公認会計士を雇用して対応していくことも考えている」

柏村監事「学術集会は学会の事業というが、学会は経済負担をしていない。それにも拘らず学会が学術集会の会計を出すことについて税理士に確認した方がよいのではないか」

吉村理事長「文科省の指導では、学術集会は学会の事業であり学術講演会会計の責任は学会にあるとされている」

岡村理事「繰入金を出しており、また赤字の場合負担予定である以上、全く独立した会計ではないと認識している」

丸尾監事「担当校の教室員に還元するインセンティブも必要かと思う。個々の教室員への還元は容易ではないため、教室全体として捉え奨学寄附金として還元するのが適切かと思う」

以上の意見が出され、顧問公認会計士の雇用の方向性については、異議なく承認した。

(4) 取引銀行の格付と残高について [資料：会計3]

3) 学 術 (吉川裕之理事)

(1) 会議開催

①平成18年度第2回学術講演会評価委員会を5月31日に開催し、第59回学術講演会の事後評価を行った。

②平成18年度第4回総会会場固定化評価委員会を5月31日に開催した。

③平成19年度第1回学術委員会を6月15日に開催した。[資料：学術1]

吉川(裕)理事より以下の報告があった。

第59回学術講演会で優秀演題賞、グッド・プレゼンテーション賞、IS Award 賞受賞者を資料の如く選定し、表彰した。

平成19年度学術委員会内小委員会を資料の如く設置した。役割を終えた小委員会は順次終了していく予定である。

第61回学術講演会特別講演演者の推薦、平成19年度学術奨励賞の推薦および応募、第61回学術講演会シンポジウム課題の決定ならびに担当希望者公募、第62回学術講演会シンポジウム課題公募について、掲載文を作成した。

(2) 第59回総会ならびに学術講演会について

第59回学術講演会は平成19年4月14日～17日国立京都国際会館で開催された。参加者総数は4,500名(会員3,997名、会員外296名、IS参加外国人86名、研修医・学生(無料)121名)であった。

(3) 第10回日韓ジョイントカンファレンス座長演者(案)について [資料：学術2]

(4) 平成19年度「日本医師会医学賞」「日本医師会医学研究助成費」「研究業績褒章(上原賞)」並びに「神澤医学賞」候補の推薦について、各理事、学術委員会各委員に依頼した。[資料：学術3]

(5) 「第1回産婦人科サマースクール in 美ヶ原」の実施要綱について [資料：学術4]

吉川(裕)理事より「学術委員会内の学術活動活性化委員会の企画で、今年はサマースクール設立準備委員会の主催でサマースクールを開催する。本会と医会は後援をしているが、来年以降は本会が主催することも考えており、担当を学術にするか教育にするか検討したい。本会が若い人に教育面で発信していくことは意義があることと考えている。資金面で100万円の支援を行うことを了承頂きたい」との提案があり、特に異議なく承認した。

(6) 第60回学術講演会プログラム(案)について [資料：プログラム委員会1]

(7) 総会会場固定化について

吉川(裕)理事より「総会会場固定化評価委員会より学術委員会へ中間評価の答申が出た。あらかじめ中間報告で評価すべき項目が6項目定められているので、その項目に沿って学術委員会としての中間評価を次回理事会までに行う予定である」との報告があった。

岡村理事より「学術講演会開催地の固定化をする場合、総会の時に固定化する理由、開催地選定の理由をもう少し理論的に説明していくことが重要である。また、会計の立場として小委員会をもう少し減らして頂きたい」との発言があった。

吉川(裕)理事「小委員会については整備していく方向で検討している。固定化については本来4回試行後、再評価する方針であった。中間報告の段階で、early stop をするには確実な根拠が必要であり、困難である。固定化については開催地を決めるのではなく、会場の条件に基準を設けるとの意見も一方であり、今後そういったことも含めて検討していきたい」

4) 編集 (岡井 崇理事)

(1) 会議開催

- ①6月 JOGR 編集会議、和文誌編集会議を6月8日に開催した。
- ②第1回編集担当理事会を6月15日に開催した。
- ③7月 JOGR 全体編集会議を7月20日に開催する予定である。

(2) 英文機関誌 (JOGR) 投稿状況 : 2007年投稿分 (5月末現在)

投稿数 278 編 (うち Accept 18 編、Reject 82 編、Withdrawn 15 編、Under Revision 35 編、Under Review 108 編、Pending 20 編)

英文機関誌の投稿数の増加に伴い、直近のアクセプト率は 18% である。巻数を増やすことを検討している。

(3) 英文機関誌 (JOGR) 業務委託先について

岡井理事より「JOGRの編集業務を委託しているB社のW社との合併等を鑑み、4月5月の編集会議において、業者3社のプレゼンテーションならびに経費見積りの確認を行い、協議の結果、業務実績ならびに大幅なコストダウンを図ったB社へ業務委託を継続することに決定した(契約期間:2年)。なお、今後必要があれば、他社への委託先変更を考慮する」との報告があった。

(4) 和文機関誌 59 巻 11 号に「体癌」、12 月号に「前置胎盤・癒着胎盤」についての特集を組み、6 人の先生に執筆を依頼した。

岡井理事より「特集の内容は非常に興味深いが、体裁が原著論文風で読みにくいとの意見があり、今後検討する予定である」との報告があった。

5) 渉外 (嘉村敏治理事)

[FIGO 関係]

(1) FIGO の発展途上国の留学希望者に対する奨学金制度に関して広報を通じてホームページ上で紹介した。[資料: 渉外 1]

[AFOG 関係]

(1) AFOG からの Educational Fund に対する寄付の件について [資料: 渉外 2]

嘉村理事より「募金期間は AOCOG2007 (9 月) から 2009 年までの 2 年間で、既に個人宛に依頼が来ている。目的は母体死亡の減少や HPV ワクチンに関するものなど health care の改善について啓発のための meeting を行うことのようなのである。詳細についてももう少し調べて理事会に諮りたい」との報告があった。

(2) SS Ratnam - Young Gynecologist Award(SSR - YGA)に 100 万円、Young Scientist Award(YSA)

に 50 万円の援助を行った。

[ACOG 関係]

(1) ACOG 55th Annual Clinical Meeting (5月5日～9日、於San Diego) について

[資料：渉外 3]

落合理事より「若手医師 10 名、および丸尾監事、本職、阪埜幹事、小林幹事が参加した。若手参加者それぞれ別個にスケジュール表が作られ、朝 6 時から夜遅くまでみっちり勉強して頂いた。英語での報告書を作成し、AOCOG の機関誌に掲載される予定である」との報告があった。

[その他]

(1) 韓国産婦人科学会 (KSOG) の 10 月に開催される学術集会に若手医師 5 名が招待されているが、その旅費等費用は「産婦人科医育成奨学基金制度」で負担することとしたい。については、派遣する若手医師の募集並びに選考については、ACOG, SOGC と同様に教育委員会に委ねることとする。[資料：渉外 4]

特に異議なく、承認した。

6) 社 保 (和氣徳夫理事)

(1) 会議開催

①第 1 回社保委員会を 5 月 18 日に、第 2 回社保委員会を 6 月 8 日に開催した。

和氣理事より「医師会および内保連・外保連加盟の産婦人科関連学会（日本臨床細胞学会、日本感染症学会、日本更年期医学会、日本女性心身医学会、日本産科婦人科内視鏡学会、日本婦人科腫瘍学会、日本生殖医学会）の社保担当者にオブザーバーとして本会社保委員会への出席を依頼し、次々年度の改訂へ向けての小委員会を作ることにした」との提案があり、特に異議なく、了承した。

(2) 社会保険委員会委員について、4 名の委員（太字）を追加し、下記 17 名とした。

秋山敏夫、石河修、石渡勇、内田聡子、岡井崇、落合和徳、亀井清、**坂田寿衛**、櫻木範明、白須和裕、西井修、橋口和生、平原史樹、堀大蔵、**松田静治**、宮崎亮一郎、**安田允**

委員追加について、特に異議なく、承認した。

(3) 日本医師会疑義解釈委員会「平成 19 年度第 1 回供給停止予定品目（19 疑 1420）」について、疑義解釈委員会へ回答した。

(4) ハイリスク分娩管理料の改定に関する要望書を厚労省に提出した。[資料：社保 1]

(5) 日本更年期医学会と「更年期の医療環境整備についての政策提言」要望書（案）について検討した。 [資料：社保 2]

特に異議なく承認し、吉村理事長名を併記して提出する方針となった。

(6) 日本癌治療学会癌保険診療対策委員会調査に対して回答した。 [資料：社保 3]

落合理事より「IP という表現は適切でなく腹腔内化学療法とすべきである。こちらの要求を通すための書類であれば、海外の情報についても専門でない人に対して説明する表現とすべきである」との意見があり、既に回答済みであるが可能な点については連絡訂正することとなった。

(7) 「改訂第 3 版 産婦人科医のための社会保険 ABC」について、会員から誤植があると指摘され、調査中である。誤植であればホームページに掲載周知したい。[資料：社保 4]

(8) **婦人科腫瘍委員会小西委員長**より、「リンパ浮腫治療研究会から、がん治療後のリンパ浮腫に対する複合的理学療法の保険適用の共同申請について[資料：専門委員会 1-1, 2]、日本産科婦人科学会も参加して頂けないかとの話があった。社保委員会で検討して頂く予定である」との報告があった。

7) 専門医制度（星 和彦理事）

(1) 会議開催

①第2回中央委員会、全国地方委員会委員長会議を7月1日に開催する予定である。

(2) 第59回学術講演会生涯研修出席証明シール配付数(括弧内は第58回学術講演会)

1日目：1,933枚(1,944枚)、2日目以降：2,951枚(3,173枚)、合計4,884枚(5,117枚)

(3) 専門医認定二次審査

面接試験担当者及び試験実行委員に面接試験担当の依頼状を送付した(4月27日)。

(4) 有限責任中間法人日本専門医認定制機構第7回協議委員会、第9回社員総会について

[資料：専門医制度 1]

5月14日に第7回協議委員会が開催され、星和彦委員長が出席した。また、5月24日に第9回社員総会が開催され、荒木事務局長が代理出席した。

星理事より日本専門医認定制機構の問題点について報告があり、了承した。

8) 倫理委員会（星合 昊委員長）

(1) 本会の見解に基づく諸登録（平成19年5月31日）

①ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録：65研究

②体外受精・胚移植の臨床実施に関する登録：603施設

③ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する登録：575施設

④顕微授精の臨床実施に関する登録：441施設

⑤非配偶者間人工授精の臨床実施に関する登録：17施設

(2) 着床前診断に関する臨床研究申請・認可について

申請件数：35例[承認31例、非承認3例、審査対象外1例]

審査小委員会より承認答申書を受領した（慶應義塾大学よりの再申請1例、セントマザーよりの新規申請3例）。[資料：倫理 1]

(3) 会議開催

①平成19年度第1回倫理委員会を6月1日に開催した。

(4) JISARTが友人、姉妹からの卵子提供による不妊治療計画を理事会で承認したとの報道に関し、本会のコメントを発表した。[資料：倫理 2]

(5) 「生殖補助医療（ART）遺伝カウンセリング医」情報提供についての決定事項（2006年度）について [資料：倫理 3]

(6) ART再登録について

生殖補助医療を求めるクライアントが、今後も安全で質の高い医療を受けていただけるように、新規登録審査について、規定に従いより厳正に施行するとともに、平成18年3月までの登録施設に新様式による再登録を施行した（受付期間：平成18年10月1日～平成18年12月31日）。該当する646施設のうち、再登録を行わない施設は86施設であった。本登録の有効期間は5年間で、登録継続にあたっては毎回厳正な再審査が行われる。平成19年6月11日現在の登録施設数は以下の通りである。

体外受精・胚移植の臨床実施に関する登録：594施設

顕微授精に関する登録：437施設

非配偶者間人工授精に関する登録：16施設

星合理事より上記について説明された後、平原理事より「生殖補助医療（ART）遺伝カウンセリング医」について説明があった。

吉村理事長「ART 登録施設が減ってきている。これは審査を厳正に行っているためと思われ、適正な ART 施設に絞られてきているという意味で良い方向に向かっていると思う」

星合理事「JISART から第 3 者卵子提供による ART を施行してよいかとの本会への申請があり、本会の対応について検討頂きたい」

吉村理事長「第 3 者からの卵子提供による ART については本会では結論を出しておらず、基本的には会告違反にはならない」

星合理事「JISART がやろうとしていることは、根津会員による卵子提供の問題と基本的に同じである。異なった対応をすると本会の評価自体が変わってくる」

平松理事「学術会議・厚生労働省先端技術評価部会生殖補助医療専門委員会の見解が国の判断となる。それを踏まえてこれから審議するという回答でよいと思う」

吉村理事長「JISART の申請に対して倫理委員会で検討し、ある程度の結論をだすのか、それとも学術会議の結論を待って対応するのか」

星合理事「倫理委員会でそれを含めて今後の方針について検討したい」

吉村理事長「個人的には、本会において技術の開発は重要であるが、確立した技術をどう使うかについてはあまり深入りしないほうがよいと考えている。他人の配偶子を使ってどうかという問題に関しては、本会が関わらず、社会、国が決めていくほうが適切だと思っている。JISART からの申請に対しては受理をして、内容を吟味するとの回答でよいと思う」

以上の議論を踏まえて、JISART からの申請に対しては受理をして内容を吟味する旨回答する方向性を、承認した。

9) 教育 (岩下光利理事)

(1) 会議開催

①平成 19 年度第 1 回教育委員会を 6 月 15 日に開催した。

②専門医認定二次審査筆記試験問題選定会議を計 3 回 (5 月 8 日～29 日) 開催した。

(2) 「産婦人科研修の必修知識 2007」頒布状況について

6 月 1 日現在、入金済 2,438 冊、校費支払のため後払希望 40 冊、購入依頼 52 冊。

(3) 本理事会冒頭に厚生労働省大臣官房統計情報部疾病傷害死因分類調査室長が出席し、ICD-11 に関し説明する。[資料：無番]

(4) ACOG に Junior Fellow College Advisory Council があり、その Function の一つとして若手の意見を学会の運営や年次集会プログラムに反映することがある。この Council 設置について教育委員会で検討して欲しいとの理事長の諮問があり、教育委員会の中にこれを検討する小委員会を設置することとした。

(5) 新教育委員会業務 (案) について [資料：教育 1]

(6) 「産婦人科医育成奨学基金制度」による The Annual Meeting of Korean Society of Obstetrics And Gynecology (会期：平成 19 年 10 月 4 日～6 日) への若手医師派遣について募集を開始した。

[資料：教育 2]

岩下理事より上記について報告があり、了承した。

IV. 理事会内委員会報告並びに関連協議事項

1) 広報委員会 (平松祐司委員長)

(1) 会議開催

①平成 19 年度第 1 回広報委員会・情報処理小委員会合同委員会を 5 月 18 日に開催した。

②第2回広報委員会・情報処理小委員会合同委員会を6月14日に開催した。

HPの改訂、初期研修医・学生に対するホームページ案、ニュースレター案を検討中である。

(2) JOB-NET 公募情報について [資料：広報 2]

(3) ACOG Web 会員について [資料：広報 3]

(4) ホームページアクセス状況 [資料：広報 4]

(5) 「第1回産婦人科サマースクール in 美ヶ原」をホームページに掲載した。

(6) 本日の記者会見会場は4階「エミール」から8階「パンジー」に変更となる。

吉村理事長より「3カ月で50万円とのバナー広告料は妥当か」との質問があり、平松理事より「調査し、一般的な額で決定した」との回答があり、特に異議なく、承認した。

平松理事「ニュースレターは6月、12月にA4見開き4枚くらいで作成し配布する予定であるが、どこに配布すべきか。委員会としては各大学6年生、初期臨床研修医を対象と考えている」

秦理事「6年生では遅すぎる。出来るだけ早い時期、例えば5年生から配るべきである」

平松理事「施設数が同じであれば郵送コストはあまり増えないので可能である」

吉川(史)理事「大学のみ配るのは問題があるのではないか」

平松理事「できれば初期・後期臨床研修医にも配布したいが、全てを調査し配布するのは困難でホームページでそれをカバーしたいと考えている」

吉川(史)理事「地方部会長から配布してもらったらどうか」

吉村理事長「臨床研修指定病院全てに配るのか。それだとコスト高になるのではないか」

落合理事「初めての試みなので、当初は各大学の教授が手渡しするような熱意をみせることが重要である」

吉村理事長「出来ることから始めて、改善していくとの方向性でよいと思う」

以上の議論を踏まえて、コストを勘案しながらニュースレターを配布することを、承認した。

2) 将来計画委員会 (井上正樹委員長)

(1) 会議開催

①平成19年度第1回将来計画委員会を6月8日に開催した。

②第1回産婦人科診療ガイドライン評価委員会を6月1日に開催した。

(2) ガイドライン評価委員会医会側委員について

委員：石渡 勇、可世木成明、力武 義之、千歳 和哉、片瀬 高、松岡幸一郎、小林 高、
中川 公夫、丹羽 国泰、前田津紀夫、吉田 智子、小関 聡、伊藤 暁二、
小林 隆夫、鈴木 光明

(以上15名)

なお、吉川裕之常務理事と医会川端正清先生はガイドライン作成委員会の委員を離れ、ガイドライン作成委員会と同評価委員会の調整役となる。

以上について特に異議なく、承認した

(3) 産婦人科医療提供体制検討委員会/産科医療体制関連アクションプラン(案)について

[資料：将来計画 1]

(4) 産婦人科医療提供体制検討委員会/政府与党の医師確保対策案への意見(案)について

[資料：将来計画 2]

(5) リクルート DVD 作製委員会/リクルート DVD の完成に伴い、添付資料にある送付先に配布したい。
[資料：将来計画 3]

井上理事より第 1 回将来計画委員会の内容として、1) 学術集会の一般会計化に関する件、2) 学会集会の固定化・内容に関する件、3) 学術研究の低迷下に対する活性化の件、4) 産婦人科医会との連携に関する件、5) 若手医師のリクルートの件、などについて検討を行ったとの報告があった。

続いて、産婦人科医療提供体制検討委員会海野委員長よりアクションプラン（案）[資料：将来計画 1]について詳細な説明があった。

櫻木理事「今後、開業医の高齢化などの問題があり、婦人科診療においても診療報酬の引き上げを検討していくことを盛り込んで頂きたい」

吉村理事長「この件に関しては和氣理事にご努力頂いている」

井上理事「今回の案では、分娩費の一部が直接担当医に支払われるのが大きな改善点である」

平原理事「地域における周産期医療体制の構築は行政とのすり合わせが必要となると思うが、現状はどうか」

海野委員長「国が検討を始めているところで、今後具体案が出てくるものと思われる」

岡村理事「これらについては学会として政府与党に要求していくことが重要である。理事長レベルで政府与党の責任ある議員と折衝して頂きたい」

吉村理事長「今回、理事の皆様にご了承を得られれば、日本産科婦人科学会として要求していきたいと考えている」

落合理事「アクションプラン（案）を今回承認して頂き、理事長以下全体として要求していきたい」

嘉村理事「今回の（案）は地方自治体との折衝にも使えると思うが、それは可能か」

吉村理事長より「皆様の異論がなければ、使ってよいと思う」との見解が示され、特に異議なく承認した。

平松理事「半年ごとに実態調査して広報していくことも有効である」

海野委員長「勤務状況について中間報告ではあるがマスコミに情報提供してよいか、それとも纏まった時点で提供したほうがよいか」

落合理事「現段階で情報提供してよいと思う」

吉村理事長「積極的に情報提供してよい」

以上の議論を踏まえて、アクションプラン（案）の内容を広報活動も含め、政府に強く要望していくことを、承認した。

3) 男女共同参画検討委員会（田中俊誠委員長）

(1) 会議開催
特になし

(2) 平成 19 年度女性の健康週間企画案について [資料：男女共同参画 1]

(3) 地方部会担当公開講座について [資料：男女共同参画 2]

田中理事・男女共同参画検討委員会清水副委員長より女性の健康週間企画（案）について説明があり、了承した。

4) AOCOG2007 組織委員会（武谷雄二委員長）

(1) 会議開催

①平成 19 年度第 1 回組織委員会を 6 月 16 日（理事会終了後）に開催する予定である。

(2) 演題応募および事前登録について [資料：AOCOG2007 1, 4]

(3) 50周年記念出版について [資料：AOCOG2007 2]

(4) ファイナルアナウンスメントについて [資料：AOCOG2007 3]

(5) 本日の理事会終了後に開催される AOCOG2007 組織委員会の会場は B2 階「クラルテ」から 3 階「コスモス」に変更となる。

久具幹事より AOCOG の進捗状況について説明があり、了承した。

V. 協議事項

1. 平成 18 年度確定決算について

前半で協議済み。

2. 定款、定款施行細則、役員および代議員選任規程、理事会運営内規の改定について

副理事長、副幹事長の設置の方針に伴い、定款、定款施行細則、役員および代議員選任規程、理事会運営内規の改定を諮りたい。[資料：運営委員会 1]

落合理事より「副理事長、副幹事長を設置するにあたり[資料：運営委員会 1]に示す通り会則の変更を検討して頂きたい」との提案があった。さらに吉村理事長より、経緯の説明があり、協議に入った。

吉村理事長より「運営委員会で第 14 条の及びという表現が少し問題になった。意図としては常務理事の中から 2 名以内で副理事長になって頂くということである。この文言で宜しいか」

田中理事「5 行目の副理事長及び常務理事という箇所、及びという表現は、副理事長が常務理事でなくてもよいということか」

落合理事「限定した表現だと融通がきかないため、ある程度曖昧な表現に留めたい。理事長制に移行したときは、常務理事全員が理事長を補佐するというで副理事長を置かなかった。今回、万が一に備えて理事長が不在の際の補佐的な役割として副理事長を設置することになった。その意図から検討して頂きたい」

吉川（裕）理事「副理事長は理事の互選により選出されるのか」

落合理事「そうである」

吉川（裕）理事「副理事長の任期は理事長がやめても継続されるのか」

落合理事「そうではない」

吉村理事長「第 18 条 2 項は副理事長及び常務理事ではなく、副理事長あるいは常務理事にしたほうが妥当ではないか」

落合理事「それが適当だと思う」

吉村理事長より「本会を円滑に運営していくために、副理事長の選任は総会を待たずに、本理事会で暫定的に決定したい。副理事長として岡村理事、落合理事を推薦したい。また副幹事長には澤幹事を推薦する。正式には総会で定款が承認され、文科省の承認を得た後とするが如何か」との提案があり、特に異議なく、承認した。

松岡議長「副理事長の順序はどうするのか」

吉村理事長「総務担当（落合理事）、会計担当（岡村理事）の順番とする」

平岩弁護士「第 14 条と第 18 条の文言に整合性がなく修正が必要である。理事長の意図からは、第 14 条（1）の表現として、うち理事長 1 名、副理事長 2 名以内、常務理事 10 名以内、ただし副理事長は常務理事を兼任できる、としたほうがよい。また第 18 条 2 項は、あるいはよりはまたはの方がよい」

吉村理事長「再度、文言について平岩弁護士と検討して頂きたい」

以上の論議を踏まえ、暫定的に落合理事、岡村理事を副理事長、澤幹事を副幹事長として本会を運営していくこととし、定款の改定については指摘された箇所を再度検討することを、了承した。

3. 運営委員会の答申について

(1) 理事長、理事の任期について [資料：運営委員会 2]

(2) 理事長選出方法について [資料：運営委員会 3]

落合理事より「現行では総会で新理事が承認され、翌朝の新理事会で新理事長が選出されることになっている。これでは新理事長の所信を表明する機会がなく、変更する必要が出てきた。運営委員会では総会中に新理事が承認された後、総会を一端中断し、新理事会を開催する。新理事会で新理事長を選出した後、再度総会で承認を得て、所信表明を行う手順にしたらどうかとの案が出された。それについて時間の制約はあるが可能かどうか検討して頂きたい」との説明があり協議に入った。

松岡議長「総会という会員の総意を確認する場で、新理事長が所信を表明することは重要であり、時間の問題が許せば総会中に新理事長を決定し所信表明を行う手順をとったほうがよい。各地方部会における新理事候補によりある程度、準備を進めておけば時間の短縮は可能だと思う」

落合理事より「理事長の選出方法は次回総会で承認を得る必要がある。次回理事会までに原案を作り、諮りたい」との提案があり、了承した。

落合理事「次に理事長・理事の任期についてであるが、総会で新理事長・新理事が承認された場合、任期は総会当日より、2年後の総会前日までとなるが如何か」

吉村理事長「各種業務報告は旧役員がすることになる」

吉川（裕）理事「学術集会は旧役員が行うことになり、何らかの改定が必要である」

星合理事「定款と違うことをやろうとするのはおかしい。総会報告・学術集会の実務は旧役員がやればよいのではないか」

落合理事「総会のときに新役員に移行しなければ新理事長が決まらないため、定款上は総会途中から新理事体制になるという問題がある」

星合理事「それでは総会のときに新役員が壇上に上がるのか」

落合理事「報告するのは新役員である必要はない」

吉村理事長「現行ではそのようなねじれ現象が起きている。定款からすると報告は旧理事が行い、新理事の選任後一端総会を中断し、新理事会で新理事長を選出、所信表明をする、というのが妥当かと思うが、会計年度の問題も含め様々な問題があり3月までに具体化するの難しい」

星合理事「新理事候補者が新理事長候補者を選出し、理事会で承認されたら新理事長予定者となる、というような定款は可能か。そうすると従来とあまり変わらなくなるのではないか」

平岩弁護士「それは定款に抵触する。あくまで理事長は理事の互選によるというのが定款であるから、新理事候補者が新理事長候補者を選出するのは不相当である」

松岡議長「代議員制、理事長制、一般会計、会計処理などの問題が複雑に絡んでいる。運営委員会で更に総合的に検討していく必要がある」

落合理事「変更の趣旨を理解して頂き、それを具現化するために定款をどのように変更していくか、が重要であることを認識して頂きたい。運営委員会で更に検討していきたい」

以上の論議を踏まえ、運営委員会で理事長選出方法、理事長および理事の任期について更に検討していく方向性を、承認した。

(3) 禁煙宣言について

第59回総会に於いて、中村靖代議員より禁煙宣言の作成と採択の要望が提出された。については禁煙宣言の採択につき諮りたい。[資料：運営委員会 4]

落合理事より禁煙宣言の内容について説明があった。

採択の方向性を確認し、内容については各役員から意見があれば開陳して頂くことを、了承した。

4. 学術委員会の答申について

報告、協議済み。

5. 専門委員会について

- 1) 生殖・内分泌委員会（苛原稔委員長）
- 2) 婦人科腫瘍委員会（小西郁生委員長）[資料：専門委員会 1-1～4]
- 3) 周産期委員会（岡井崇委員長）

6. 機関誌編集について

報告、協議済み。

7. 専門医制度について

吉村理事長「運営委員会から専門医は学術集会の5回に2回は出席を義務化するという意見が出されているが、それに関して審議をして頂きたい」

武谷理事「地域によっては20%の会員が臨床をしていない事実があり、あまり厳しい義務を課するのは如何か」

落合理事「色々なことはあると思うが、学術集会は非常に優れたプログラムが作られているので up date な知識を得るという意味で基本的には参加を薦める方向で検討したい」

矢野幹事長「例年約15,000名の会員中、約4,000名が参加しており、そのうち約2,000名はほぼ毎年出席している。5年に2回参加するとすれば、参加者は推定6,000名となる。春の学術集会は、本会の最も重要なイベントである。それ故、いずれの日に参加しても、新規に作成予定のゴールドシール(30点)を配布することを検討している。参加できない先生方にはDVDを参加費と同額で購入して頂き、ゴールドシール(30点)を配布する。これによって up date な知識を得て頂く。副次的な効果として、学術集会長が参加者数の心配をしなくてよい、参加者数を気にしなければ演題内容の質の低下を防ぐこともできるようになる。この方向で進めてよいか審議して頂きたい」

秦理事「地域での会員は50歳以上が多く、専門医の義務を強くすると会員が減少する恐れがある」

梅咲理事「地域では参加することが厳しい状況にある。勉強を主体とするのであればDVDを地方部会で購入して講習会を開けばよい」

秦理事「地方会員がやめる方向に向かうと思われ、地域での運営がなりたたない」

吉村理事長「学術集会は教育・診療・学問の向上のために行っているものであり。5回中2回出席の義務化は不自然ではない」

梅咲理事「地方では医師数が少なく、大学勤務医でも参加がおぼつかない。大学以外ではより厳しい現状がある」

秦理事「地方部会では頻繁に研究会を開催している。今回の義務化の論議に関しては主に学術集会の経済的な問題が主眼になっている」

岡村理事「地方の実情を把握してから再度論議したほうがよい」

丸尾監事「それでは5年に1回の出席を原則とし、それも不可能な先生は専門医審議会で審査するということではどうか」

吉村理事長「基本的には学会に参加するということが重要であると思う。しかし、早計に5回に2回の参加義務を決めるのではなく、今後運営委員会、専門医制度委員会で検討していく必要がある」

井上理事「産婦人科領域でも地域格差が問題となっている」

落合理事「運営委員会でも地域格差については十分考慮している。まだ審議が始まったばかりであり今後更に検討していく」

田中理事「このような問題があったためにシール制度を導入したのであり、問題の蒸し返しである」

吉村理事長「専門医とは何かということが重要である。90%以上が専門医であるという本会の特殊性も考慮し、本会における専門医の在り方について検討していく必要がある」

梅咲理事「地方部会をもう少し活用したらどうか。参加数が4,000名といっても全日であるわけではない。」

松岡議長「専門医とは何かを主眼に今後の方向性を考えたほうがよい」

矢野幹事長「この案は、あと30年凍結するか。しかし、ゴールドシール(30点)の検討は進めたい」

以上の論議で結論は得られず、今後運営委員会、専門医制度委員会で再度検討することを、了承した。

8. 倫理委員会について

報告、協議済み。

9. 理事会内委員会について

報告、協議済み。

10. 第60回総会並びに学術講演会について

岡村理事（第60回学術集会長）より準備状況について、「ポスターセッションの会場が遠くならないこと、ポスターセッションでの発表が聞き取れるようにブース化すること、などを考慮して準備している」との説明があった。

11. その他

(1) 役員、議長、副議長、幹事、委員会委員（最終版）について [資料：その他1]

以上